
AMT/NEWSLETTER

Competition

2026年4月17日

COMPETITION NEWSLETTER(2026/4)

Contents

- I. 取適法連載 第1回(総論)
 - 1. はじめに
 - 2. 改正の背景及び施行までの経緯
 - 3. 執行状況
 - 4. 今後のガイドラインや特殊指定等の改正
- II. 2026年1月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- III. 事務所 News (受賞歴)

I. 取適法連載 第1回(総論)

弁護士 原 悦子/ 弁護士 西向 美由

1. はじめに

2025年5月16日、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(以下「本改正案」という。)が国会において可決成立し、2026年1月1日から、「下請代金支払遅延等防止法」(以下「下請法」という。)は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(以下「取適法」という。)として全面施行された。本改正は、近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図ることを目的とするものである。

本連載では、全4回にわたり、取適法の改正内容及び関連する実務上の論点について整理する予定である。第1回となる本稿では、法改正の背景及び経緯として、価格転嫁の円滑化に向けた取組や企業取引研究会における検討、近時の執行の傾向、今後のガイドラインや特殊指定等の改正動向を概観し、第2回以降では、規制対象の拡大、規制内容の強化、執行体制に関する変更等の論点について順次検討する予定である。

2. 改正の背景及び施行までの経緯

(1) 価格転嫁の円滑化に向けた取組

政府は、昨今の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を受け、円滑な価格転嫁実現のために適切な取引環境の整備を推し進めており、2021年には「[パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ](#)」(2021年12月27日、内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会)を策定した。同パッケージには、サプライチェーン全体での価格転嫁を円滑化するため、政府横断的な取組や法執行の強化等が盛り込まれ、独占禁止法及び下請法の解釈の明確化と執行の強化が打ち出された。

これを受けて、公正取引委員会(以下「公取委」という。)も、価格転嫁を法的な側面からサポートするため、独占禁止法及び下請法の解釈の明確化と執行の強化に取り組んできた。具体的には、2021年の下請法運用基準の改正及びホームページ上の「よくある質問コーナー(下請法)」のQ&A(Q40及びQ41)¹の改定により、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映について協議を行わず、従来どおりの価格を据え置く行為や、価格引上げ要請に対して合理的な説明を行わずに拒否する行為が、「買ったたき」に該当するおそれがあることを明確化した。また、2022年には、ホームページ上の「よくある質問コーナー(独占禁止法)」に新たな [Q&A\(Q20\)](#)を追加し、「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」等が優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるという解釈を示した。

さらに、原材料価格やエネルギーコストと比べて労務費の転嫁が進んでいないという調査結果を踏まえ、2023年11月29日に、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針²が策定・公表され、労務費の上昇分については、発注者側から協議の場を設けることや、受注者からの申出に対して誠実に対応すること等、価格交渉の具体的な在り方が示された。

これらの一連の取組により、コストカット型経済からの脱却に向けた機運は高まりつつあったが、実態調査によれば、サプライチェーンの取引段階を製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と遡るほど、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の転嫁率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない状況が見受けられた³。

(2) 企業取引研究会

そこで、公取委事務総局及び中小企業庁は、価格転嫁の円滑化に向けた取組の一環として、2024年7月以降、計6回にわたり企業取引研究会を開催し、適切な価格転嫁を新たな商慣習として定着させていくための取引環境を整備する観点から、下請法を中心に、独占禁止法の優越的地位の濫用規制の在り方について検討を行った。具体的には、労務費・原材料費・エネルギーコストの上昇分を適切に反映させるための買ったたき規制の在り方や、価格協議の実効性確保の方策といった価格転嫁に直結する論点に加え、支払条件の問題、物流に関する商慣習の問題、下請法が対象とする事業者の要件設定(いわゆる「下請法逃れ」への対処)、執行に係る省庁間の連携の強化等についても議論が行われた。

1 取適法の施行に伴い、現在は「よくある質問コーナー(取適法)」Q113に統合されている。

2 内閣官房・公取委「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(2023年11月29日)
同指針は、その後の調査結果や取適法の施行を踏まえ、2026年1月1日に改訂されている。
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

3 公取委「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果について(2024年12月16日)第3の2(3)
https://www.jftc.go.jp/241216_tokubetsuchousakekka_honbun.pdf

その検討結果は、企業取引研究会報告書⁴として取り纏められ、その意見募集の結果も踏まえて、政府において制度改革に向けた具体的な検討が進められ、2025年3月11日に本改正案が閣議決定され、国会に提出された。その後、本改正案は、同年5月16日に成立し、2026年1月1日から全面施行されるに至った。このように、閣議決定から施行まで1年に満たない極めて短期間で制度改革が実現した点に、本分野における政策的優先度の高さが示されている。

3. 執行状況

近年、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の推進を背景に、下請法(取適法)の執行は大幅に強化されてきた。公取委は、中小企業庁と協力し、毎年、定期調査(2024年度は、親事業者約9万名、下請事業者約33万名を対象⁵)を実施することにより、違反行為の端緒を把握している。勧告件数及び自発的申出件数は増加基調にあり、2025年度の勧告件数は39件と勧告の公表が始まって以来の最多を記録し⁶、行政指導についても2019年以降、年間8,000件超と高水準で推移している⁷。違反類型としては、従来中心であった下請代金の減額に加え、近時は「不当な経済上の利益の提供要請」、特に金型等の無償保管といった行為に対する執行が強化されており、執行対象も多様化している。

また、公取委は、転嫁円滑化施策パッケージの実施の一環として、2022年3月30日、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査(約11万名を対象)を行い、多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者名(13名)を公表したが⁸、それ以降も毎年、同様の手法による価格転嫁特別調査を実施しており、協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者については、独占禁止法第43条に基づく事業者名の公表⁹や文書による指導が行われている。事業者名の公表件数は、2022年度13名、2023年度10名、2024年度3名と減少し、2025年度は0名となっている一方、文書による指導は、2022年度4,030名、2023年度8,175名、2024年度6,510名(これに加え労務費転嫁関係9,388名)、2025年度4,334名(同9,747名)と多数に及んでおり、幅広い事業者に対する是正の働きかけが行われている¹⁰。

	事業者名の公表件数	文書による指導件数
2022年度緊急調査	13名	4,030名
2023年度特別調査	10名	8,175名
2024年度特別調査	3名	6,510名(+労務費転嫁関係9,388名)
2025年度特別調査	0名	4,334名(+労務費転嫁関係9,747名)

4 企業取引研究会「企業取引研究会 報告書」(2024年12月)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241225_kigyotorihiki_1.pdf

5 公取委「令和6年度公正取引委員会年次報告」

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/nenpou/r6.html>

6 令和7年度 取適法(下請法)勧告一覧(2026年3月30日現在)

<https://www.jftc.go.jp/toriteki/toritekikankoku/R7FYkankoku.html>

7 公取委「令和6年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引適正化に向けた取組」(2025年5月12日)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250512.html>

8 公取委「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について」(2022年12月27日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka_honbun.pdf

9 公取委「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」(2023年11月8日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2023/oct_dec/files/231108teirei.pdf

10 公取委「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果について」(2023年12月27日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231227_tokubetsuchosakekka_honbun_insatsuyou.pdf

公取委「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果について」(2024年12月16日)

https://www.jftc.go.jp/241216_tokubetsuchosakekka_honbun.pdf

公取委「令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果について」(2025年12月15日)

https://www.jftc.go.jp/251215_tokubetsuchousa_kekka_honbun.pdf

このように、近時の執行は、大規模調査による実態把握と広範な是正措置を組み合わせた形で展開されており、取適法の下においても同様の積極的な執行が継続することが見込まれる。

4. 今後のガイドラインや特殊指定等の改正

価格転嫁の更なる円滑化に向けた検討・対応は、現在も継続的に進められている。公取委は、取適法への改正では対処できていない残された課題(サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題等)に対応し、更なる検討を行うため、2025年7月以降、新たな企業取引研究会を設置し、計4回にわたり議論を重ねてきた¹¹。同研究会では、取適法の適用対象とはならない取引に関する支払条件の適正化や物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応について、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(優越ガイドライン)の記載の明確化や特殊指定の新設・改正について検討が行われた。公取委は、その結果を踏まえて、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」改正案、「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正な取引方法」案、「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正な取引方法」の運用基準案、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」改定案を作成した。これらの改正案は、2026年3月12日から2026年4月13日までの期間、意見募集に付された¹²。

また、公取委、中小企業庁及び特許庁は、知的財産・ノウハウの取引適正化に関する専門的な議論を行うため、同研究会の下に知的財産ワーキンググループを設置した。その検討結果は、2026年3月11日、「知的財産の取引に関する報告書」として公表された¹³。

このように、実務に影響のある特殊指定の新設やガイドラインの改定が具体化してきていることから、その動向については、引き続き注視していく必要がある。

以上

11 企業取引研究会の開催状況

https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/kigyoutorihiki_r7/kaisaijyokyo/index.html

12 公取委「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」改正案等に対する意見募集及び公聴会の開催について(2026年3月12日)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260312_pubcomme_kotyokai.html

13 知的財産取引適正化ワーキンググループ「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」(2026年3月)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260311_chizaiwg_2.pdf

II. 2026年1月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2026年1月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能ですので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Lexology Panoramic - Dominance 2026 – Japan
2026年2月(著:[山田 篤](#)、[臼杵 善治](#)) Law Business Research
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。

Ⅲ. 事務所 News (受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。代表的なランキングである Chambers Asia-Pacific の競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士が 6 名ランクインしており、ランクインした弁護士の人数は、日本の法律事務所では最多となっております。

◆ The Legal 500 Asia Pacific 2026

[中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ Chambers Asia-Pacific 2026

[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ 日本経済新聞 - 2025 年 企業法務税務・弁護士調査 弁護士ランキング

[中野 雄介](#)、[矢上 浄子](#)

◆ asialaw 2025

[中野 雄介](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 原 悦子 (etsuko.hara@amt-law.com)
弁護士 西向 美由 (miyu.nishimukai@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。